

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	京成電鉄株式会社	コード	9009
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/26
独立役員届出書の提出理由	第183期定時株主総会において選任議案として付議される社外役員候補者(高橋 渉氏、曾根 誠氏)を新たに独立役員として指定するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	橋本 庄太郎	社外取締役	○														○		有
2	菊池 節	社外取締役	○														○		有
3	網谷 多加子	社外取締役	○														○		有
4	中島 明子	社外取締役	○														△		有
5	石内 俊行	社外取締役	○														△		有
6	富塚 昌子	社外取締役	○														△		有
7	高橋 渉	社外取締役	○														○	○	新任
8	小林 健	社外監査役	○														△		有
9	手島 恒明	社外監査役	○														△		有
10	曾根 誠	社外監査役	○														△		新任

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		社外取締役の橋本庄太郎氏は、検察官として福岡高等検察庁検事長等の要職を歴任後、現在は弁護士として活躍されています。同氏及び同氏の所属する団体に対して、当社が取締役報酬以外の金銭その他の財産を支払っている事実はありません。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
2	社外取締役の菊池節氏は、当社の取引先である京葉瓦斯株式会社の取締役会長であります。	社外取締役の菊池節氏は、当社の取引先である京葉瓦斯株式会社の取締役会長であります。なお、当社は同社と同一の事業の部類に属する取引(土地建物の売買及び賃貸)を行っておりますが、同社の主要な事業はガス・熱・電気の供給であるため、当社と同社との間に競業関係はありません。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
3		社外取締役の網谷多加子氏は、監査法人に勤務後、現在は公認会計士及び税理士として活躍されています。同氏及び同氏の所属する団体に対して、当社が金銭その他の財産を支払っている事実はありません。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
4	社外取締役の中島明子氏は、当社相談役である三枝紀生が評議員に就任している学校法人和洋学園が運営する和洋女子大学の業務執行者であったことがあります。	社外取締役の中島明子氏は、当社相談役である三枝紀生が評議員を務める、学校法人和洋学園が運営する和洋女子大学の業務執行者であったことがあり、現在も、学校法人和洋学園の評議員、並びに学校法人和洋学園が運営する和洋女子大学の名誉教授として活躍されています。一方、三枝紀生氏は、経営者としての経験に基づき同学園の評議員に選任されているにすぎません。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
5	社外取締役の石内俊行氏は、当社の資金借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身者であります。	社外取締役の石内俊行氏は、当社の資金借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身者であります。当社は、同行からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
6	社外取締役の富塚昌子氏は、当社と取引関係のある千葉県の元職員であります。	社外取締役の富塚昌子氏は、当社と取引関係のある千葉県の元職員であります。2025年3月に退職しております。また、当事業年度における、当社と千葉県との取引関係は、補助金の受領や行政手数料(給水負担金の支払等)を除いては、土地の賃貸借等といった一般の商取引と同様の内容であり、当該取引額は、当社の売上高の1%未満です。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
7	高橋渉氏は、当社の取引先である株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼COO社長執行役員であります。また、当社名譽相談役である花田力は同社の社外取締役として就任しており、当社相談役である三枝紀生及び当社出身者である真下幸人は同社の社外監査役に就任しております。	高橋渉氏は、当社の取引先である株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼COO社長執行役員であります。当事業年度における当社と同社との取引関係は、テーマパークチケットの購入等といった一般消費者と同様の取引等に限られ、当該取引額は当社及び同社双方の売上高の1%未満です。なお、当社は同社と同一の事業の部類に属する取引(土地建物の売買及び賃貸)を行っておりますが、同社の主要な事業はテーマパークの運営・運営であるため、当社と同社との間に競業関係はありません。また、花田力氏及び三枝紀生氏及び真下幸人氏は、経営者としての経験に基づき同社の役員に選任されているにすぎません。従って、高橋渉氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
8	社外監査役の小林健氏は、当社の主要な資金借入先である株式会社日本政策投資銀行の出身者であります。	社外監査役の小林健氏は、当社の主要な資金借入先である株式会社日本政策投資銀行の出身者であります。2014年6月に退任しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
9	社外監査役の手島恒明氏は、当社の資金借入先である日本生命保険相互会社の出身者であります。	社外監査役の手島恒明氏は、当社の資金借入先である日本生命保険相互会社の出身者であります。当社は、同社からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。
10	曾根誠氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。	曾根誠氏は、当社の資金借入先である株式会社三菱UFJ銀行の出身者であります。当社は、同行からの借入金が当社の意思決定に影響を及ぼすことがないと認識しております。従って、同氏は当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、同氏を独立役員として指定いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(「及及びのいずれにも該当しないもの」の業務執行者(本人のみ))
- 社外役員の間相互に就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引先の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近接者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。